

第 136 回高知県都市計画審議会 会議録

平成 26 年 5 月 13 日（火）10 時 30 分～11 時 30 分

高知共済会館 3 階大ホール「桜」

《出席者》

審議会委員：池永委員、市原委員、大倉委員、康委員、竹内委員、前田委員、政岡委員、横山委員、坂本委員、中内委員、山根委員、皆越代理委員、宮脇代理委員、久保代理委員、鈴木代理委員（計 15 名）

幹 事：政策企画課、地域福祉政策課、商工政策課、土木企画課（計 4 名）

関係機関：南国市都市整備課（計 6 名）

事務局：高知県土木部都市計画課（計 6 名） 合計 31 名

（事務局）

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第 136 回高知県都市計画審議会を開催いたします。私は、本日の審議会の進行を務めさせていただきます、都市計画課、課長補佐の小松でございます。よろしくお願いいたします。本日は、当審議会委員 20 名のうち代理委員を含めまして、15 名の方のご出席をいただいています。

当審議会条例 第 5 条による会議の成立要件であります 2 分の 1 以上の委員のご出席をいただいていますので、本日の審議会が成立していることを、ご報告いたします。

審議に先立ちまして、まず、お手元の資料確認をさせていただきます。配席図、委員名簿、議案書と、参考資料が 3 種類でございます。皆様、ご確認をお願いいたします。よろしいでしょうか。

続きまして、お手元の配席図で、本審議会委員の紹介をさせていただきます。

まずは、学識経験のある者から、本審議会会長で、高知工業高等専門学校教授の竹内委員様。高知県民生委員児童委員協議会連合会副会長池永委員様。公募委員の市原委員様。公募委員の大倉委員様。高知大学農学部教授の康委員様。高知県交通株式会社代表取締役前田委員様。建築士の政岡委員様。公募委員の横山委員様。

なお、高知商工会議所会頭の青木委員様、弁護士の稲田委員様、高知県農業会議会長の林委員様は、本日所用により、欠席となっております。また、防災分野の委員として、高知工科大学副学長の磯部様に新しくご就任いただいております。こちらは、前委員でありました大年様に代わり、ご就任いただいたものです。なお、磯部様も、本日所用により、欠席となっております。

次に、市町村を代表する者として、高知市長の岡崎委員様は、本日所用により、欠席となっております。

次に、高知県議会を代表する者として、坂本委員、中内委員様。次に、市町村議会を代

表する者として、高知市議会議長の山根委員様。最後に、関係行政委員としまして、農林水産省中国四国農政局長代理の中国四国農政局農村振興課課長補佐皆越代理委員様。国土交通省四国地方整備局長代理の四国地方整備局高知河川国道事務所副所長宮脇代理委員様。国土交通省四国運輸局長代理の四国運輸局高知運輸支局長久保代理委員様。高知県警察本部長代理の交通規制課長鈴木代理委員様でございます。

それでは、これからの議事進行につきましては、当審議会運営要綱第5条に、会長が議長となって会議を主宰することとなっておりますので、竹内会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、議事に入ります前に、当審議会運営要綱第10条第3項に、会長が会議録の署名委員を指名することになっておりますので、指名させていただきます。今回の審議会は、池永委員さん、横山委員さんを指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に移ります。

第1号議案「高知広域都市計画土地区画整理事業の事業計画に対する意見書について（篠原土地区画整理事業）」について、お諮りいたします。事務局は議案の説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案書の2ページをご覧ください。

26 高都計第40号、平成26年4月18日、高知県都市計画審議会会長様、高知県知事、高知広域都市計画土地区画整理事業の事業計画に対する意見書について、このところについて、土地区画整理法第55号第3項の規定により、別紙のとおり審議会に付議します。

それでは、第1号議案「高知広域都市計画土地区画整理事業の事業計画に対する意見書について」ご説明させていただきます。

本日の審議会では、土地区画整理法に基づき、提出されました篠原土地区画整理事業の事業計画に対する意見書の内容について、採択すべきか、採択すべきでないか、ということをご審議していただきます。

参考資料①の2ページをご覧ください。前のスクリーンでの映像も活用しながら、ご説明させていただきます。それでは、南国市が既に都市計画決定しております篠原土地区画整理事業について、簡単にご説明いたします。

施行区域は、南国市の中心市街地に隣接した市街化区域内の、高知東工業高校の北西に位置します、赤で着色された区域でございます。

3ページをご覧ください。こちらは施行区域の航空写真でございます。施行区域面積が5.1haあるうち、現状での農地面積は3.4haとなっております。また、こちらの施行区域の中央を、都市計画道路高知南国線が通る計画となっております。

4 ページをご覧ください。次に、篠原地区の現状と整備方針についてご説明いたします。

篠原地区は、南国市の中心市街地に隣接した市街化区域内に位置していますが、基盤整備の遅れにより、既存住宅地と農地が混在した土地利用状況であり、近年、建て替えや農地転用による集合住宅の立地が進むなど、住宅地開発の潜在的需要が大きい地区です。

また、地区の中央を通る都市計画道路高知南国線は、県による整備が予定されており、沿道の土地利用の急激な変化が予想されます。

施行地区内は、特に基盤整備が遅れており、幅員 4 m 未満の狭い道路や行き止まり道路が多く、車両のすれ違いが難しいことや、歩行者の安全性が確保できていないこと、また、一部の未接道農地においては、今後も宅地利用の促進を図ることが難しい状況にあることなどの課題があります。

このため、都市計画道路高知南国線と施行区域を一体的・面的に整備し、交通の利便性・安全性の向上、土地の有効利用を図り、安全・安心で快適な居住環境づくりのため、土地区画整理事業を施行するものです。

5 ページをご覧ください。整備方針を踏まえ、計画した図がこちらになります。

街区につきましては、高知南国線沿線は、商業若しくは住宅地としての土地利用、その他は宅地としての土地利用とし、街区割を行っています。区画道路につきましては、各街区との接道に配慮し、また、緊急車両や災害時の避難経路が確保できるよう、幅員 6 m で計画しています。

また、公園につきましては、環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能を踏まえて、各区域面積の 3 % 以上の公園面積を確保し、各区域の中央部付近に計画しています。

6 ページをご覧ください。

ここで、既に都市計画決定されています、篠原土地区画整理事業の都市計画決定までの流れを簡単にご説明させていただきます。

まず、平成 25 年 1 月 21 日から 2 月 4 日まで、都市計画素案について、公衆の縦覧を行いました。ここで意見書は提出されませんでしたので、公聴会は開催しておりません。次に、2 月 25 日から 3 月 11 日まで、都市計画案について公衆の縦覧を行いました。こちらでも意見書は提出されませんでした。この結果を受け、3 月 29 日に南国市都市計画審議会に付議し、原案どおり議決されましたので、4 月 16 日に都市計画決定の告示を行っております。

7 ページをご覧ください。続きまして、土地区画整理事業の事業計画の決定までの流れにつきまして、ご説明いたします。

まず、最初に事業計画案を作成します。次に、その事業計画案を土地区画整理法に基づき、2 週間公衆に縦覧します。その後、利害関係者から計画に関する意見書の提出があった場合には、意見書について、県の都市計画審議会でご審議いただき、その結果、意見を採択すべきでないとして議決された場合は、事業計画が決定となります。意見書を採択すべきと議決された場合は、事業計画案を修正し、再度同じ手続きを踏みます。

今回、平成26年1月14日から1月27日までの2週間、事業計画案を公衆に縦覧しましたところ、利害関係者である3名の方から、計画に関する意見書の提出がありましたので、土地区画整理法第55条第3項に基づき、当審議会で、その意見書の内容について審議を行うこととなりました。

なお、今回ご審議いただきますのは、「事業計画に対する意見」であり、既に都市計画決定された施行区域など、事業計画以外の内容に関しましては、今回の審議の対象外となります。それでは、今回ご審議していただきます、事業計画案に対する意見書についてご説明いたします。

意見書は、議案書の3ページにありますが、同じものを参考資料①の9ページに掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

先ほど申し上げましたとおり、事業計画に対する意見書は、Aさん～Cさんまで、3名から提出がありました。内容別に分類しますと、4件となっています。

議案書には、今回の審議の対象と判断した意見の内容と、南国市の見解を載せています。

また、今回の審議の対象としないと判断した、「その他」の意見の内容と南国市の見解を参考資料③に、意見書の原本のコピーを参考資料②に添付しておりますので、併せてご覧ください。

その他の意見からいくつかご紹介しますと、Bさんからは、「近隣の地区は計画区域から除外されており不公平である。」という意見が提出されましたが、施行区域につきましては、先ほどもご説明しましたとおり、昨年3月に南国市の都市計画審議会で審議され、4月には告示されております。

また、Cさんからは「住民との対話ができていない。」という意見が提出されましたが、「南国市は、これまでも説明会や戸別訪問、アンケート調査を行ってきており、地区住民の意向や把握を行い、事業計画に反映させています。今後も、皆さまに理解が得られるよう、丁寧な説明に努め、意見や要望を伺いながら進めていきます。」という南国市の見解です。

これらその他の意見につきましては、都市計画決定等に関わることでありますので、今回の審議の対象外と判断し、「その他」の意見として参考資料に添付させていただいております。

それでは、議案書に載せております事業計画に関する意見と、その意見に対します南国市の見解をご説明させていただきます。

10ページをご覧ください。

1件目は、AさんとCさんから同様の内容で、「母屋と新宅との間に区画道路を設置されると生活環境が分断される」というご意見です。

それに対する南国市の見解をご説明します。11ページをご覧ください。

まず、Aさんの居宅は母屋のこちらで、Cさんの居宅は新宅のこちらとなります。

該当箇所は、もともと母屋と新宅の間を幅員が約2mの里道が通っている場所でございます。区6-5号線は、既存宅地の接道や街区の形成から、既存道路を活かした計画と

しております。区6-5号線は、④・⑤・⑥街区から北の国道195号、南側の都市計画道路高知南国線へ接続するための道路であり、通行の利便性や災害時における避難経路の確保など、地域の防災性を向上させるうえで必要なものと考えています。

次に2件目をご説明します。12ページをご覧ください。

2件目も、AさんとCさんから同様の内容で、「区画道路の整備による交通事故や騒音が心配である。」というご意見です。

それに対する南国市の見解をご説明します。13ページをご覧ください。

区6-5号線は、生活道路として計画しています。通過交通としましては、主に、④・⑤・⑥街区の地区住民が通行する生活道路として利用されるものです。

その他考えられる通過交通は、北側の国道195号から踏切を横断して、南側の都市計画道路高知南国線へ通過する交通が考えられますが、現在の踏切部分の道路幅員が約2.3mと狭いことと、アクセス道路は区6-6号線、区6-9号線となりますことから、区6-5号線への影響は少ないと考えています。

次に3件目です。14ページをご覧ください。

3件目はAさんからで、「2度の移転が大きな負担となる。」というご意見です。

それに対する南国市の見解をご説明します。15ページをご覧ください。

建物の移転計画につきましては、換地設計を踏まえながら、現況建物の機能回復が図られるよう、居宅の移転の必要性も含めて検討していくこととなります。移転が必要な場合は、仮住居補償も含めて適正な補償により移転をお願いすることとなります。移転に伴う引っ越しなどの負担につきましては、移転期間に余裕を持たせた移転実施計画を作成するなど、身体等への影響が少しでも少なくなるように進めていきます。

次に4件目です。16ページをご覧ください。

4件目は、Bさんからで、「道路が敷地に架からないよう計画を変更してほしい。」というご意見です。

それに対する南国市の見解をご説明します。17ページをご覧ください。

Bさんの居宅はこちらで、所有する敷地はこちらになります。区6-8号線は、②街区と③街区の接道として設計されております。この街区の奥行は、街区を中央で分割して、南側と北側の道路両面からの利用が可能となるよう、適切な奥行を設定する必要があります。街区につきましては、土地利用の用途に応じて、標準的な街区の奥行の長さが定められており、住居地では約30~50m、商業地でやや大きく約40~60mが標準的な街区の奥行とされております。都市計画道路高知南国線沿いの③街区は、商業系の利用も想定し、やや大きめの街区設計をしており、奥行きが約40mとなっております。仮に、区6-8号線の位置を、当該敷地を避けるように現在の位置より北側へ設置しますと、②街区では街区の奥行が15m程度となってしまう、街区中央で南北に分割しての土地利用が困難となり、逆に、③街区では奥行が長すぎるため、住宅地として標準的面積で分割して利用する場合に、間口に対して奥行が長すぎる形状となり、土地利用に支障をきたすこととなります。

区6-8号線は、②街区と③街区の奥行のバランスを考慮して現在の位置に計画しているものであり、この位置に区画道路を配置することはやむを得ないものと考えております。

意見書に対する南国市の見解のご説明は以上です。

(会長)

ありがとうございました。南国市に質問ですが、面的整備をしないと問題ありますか。

(南国市)

市街化区域でありながら基盤整備が遅れているという状況があり、今後整備される高知南国線に隣接する地域のみ開発が進行し、ひとつ裏側については整備されないという状況を解消するために面的整備を行うということでこういった整備を行う計画としております。

(会長)

ありがとうございました。面的整備を行うことによって、その周辺地域に一定の区画・幅員で整備された道路を配置する必要があるということで区画整理を併せて行う必要があります。今回、都市計画決定されておりますが、この事業について関係地権者から聞いた意見についての審議であるということによろしいでしょうか。

ただいまの案件につきましてご意見ご質問はありませんでしょうか。

(委員)

南国市の方にお聞きしたいのですが、意見書の原本を読ませていただくと、「一方的に押し付けるやり方は同意できません」ということを書いてあり、Aさんも「地権者と向き合って」、「声を聞いてほしい」というようなことを書いてあります。このことについて、お伺いします。地権者への説明は何回くらいありましたか。

(南国市)

この事業につきましては、平成21年度から計画を立てて参りました。平成21～24年度にかけて、大きな会としては年間3～4回開催しております。欠席者につきましては、地元公民館において土日に職員が対応し、希望者については説明を行ってきております。また今後も意見を出された方につきましては、ご理解を求めていきたいと思っております。

(委員)

今話を聞くところでは、行政面での話だけですね。そういうことではなく、もう少し身近な対応は何かありませんでしたか。また、年に3回くらいではとても（理解を得られるのは）無理だ。

(南国市)

南国市としましては、アンケートを取りまして、地区の方の本当の思いなどを確認させてもらっています。それによって、都市計画事業が理解できていない方については、戸別訪問を行いまして、電話のやり取りも行いまして、意見書を出された方についてもずっとお話をしてきております。自宅の方の呼び出しも何度かありましたので、できるだけ細かい説明を行ってきております。

(委員)

戸別訪問とは何回くらいですか。

(南国市)

AさんとCさん親子併せて5回、訪問もしくは集会所へ出向いてご説明しております。電話、説明会も含めた回数で言いますと、Aさんにつきましては13回、Cさんにつきましては6回説明を行っております。

Bさんにつきましては、4回訪問し、電話等含めると11回ご説明させていただいております。

(委員)

少し回数が少ないと思います。こういう問題ですから、自分のことのように対応していかなければなかなか（ご理解を得ることは）難しい。電話で何回話しても顔は見えないので、何度話しても同じ。そういうところが意見の内容に出ているのではないかと思う。

南国市の見解を見ましても、「通行上の危険や交通量の増加に伴う影響は小さいと考えます」と書いているが、これは、南国市のいい意味での解釈。

(南国市)

この意見書に提出されている路線の通行量につきましては、先ほどの説明にもありましてように、奥の④街区と⑥街区の土地利用の状況によって大きく通行量は変わってくると考えております。現時点では、土地利用の方針は定まっておられませんので、具体的に数字は申し上げられませんが、仮に面積から標準的な60坪の1戸建ての住宅として利用されるということで按分して計算した結果、3つの街区併せまして22戸の住宅が建設できるのではないかと考えておりまして、一般的な住宅地の街区の規模から考えましても、著しく多いという状況にはならないと想定しております。しかし、あくまで機械的に行った想定ですので、将来的な想定は現時点では難しいと考えます。

(委員)

それではあくまでも推測で書いたものということですね。

やはりこのことについては、もう少し回数を多くして地権者の方に接する機会が多かった方がよかったのではないかという思いもあります。

私も波介川という川の問題で随分と苦勞しましたが、やはり住民というのは我が身を〜という大きな役目もありますので、今後十分と留意して頑張っていたいただければと思います。

(会長)

ありがとうございます。

(委員)

南国市は都市計画の遅れているところで、ほとんど農地でありまして、都市計画の問題は以前からの命題でございます。その中で、東道路にこの新しい道路（高知南国線）が接続されるというのは大きな意味があると思います。

それでひとつお聞きしたいのは、この計画区域内の南北の道路およそ 300m あるわけですが、この中に、11 ページの図面を見ますと、道路への出入りが 3箇所あるわけですが、一番左側の道路、中央の道路、東側の道路が左折専用になっていますが、この分離帯は開けずに左折だけにしているのか、それが北から南へ行くのにどういう影響があるかと、この左の端の出入りに多分信号がつくんだらうと思うのですが、中央部の分離帯の部分には横断歩道なんかも作って安全確保できるのかどうか、そこら辺を教えてください。

(南国市)

中央の 4車線の道路ですが、基本的に県道で 4車線を行う場合は中央で区切るという設計が一般的でありまして、警察との協議になってきますが、必要以上に中央分離帯を開けてしまうと設置した意味がなくなり、交通事故の増加が懸念されますので、必要最低限の箇所をあけるという方針であると伺っています。

一番東の端の 27m道路へ接続する路線、6-1号線になりますが、東の端の左折のみとなっている箇所につきましては、この 100mほど東に、東工業高校との既存の県道との交差点がございます、その交差点との距離関係、また、その 6街区の南側の区画道路との位置関係ですが、出口の位置が若干ずれておりまして、きれいな十字路とはなっておりませんので、この箇所については中央分離帯を設けないという方針になる可能性が高いと、これにつきましては今後の協議によって変わっていく可能性はありますけれども、現時点の見込みとしては、この中央分離帯が開けられる可能性は低いだろう。

一方、特に西の道路については、既存の市道が通っており、既に住民の方の生活道路として利用されている箇所になりますので、この箇所につきましては地区外との連続性も考慮しまして交差点を設ける可能性が高い。

区域の真ん中の交差点につきましても、街区の横の長さが長くなりすぎますと街区の土地利用に支障がありますし、北側の国道 195号など地区外との接続の関係を考えまして、

こちらも交差点を設置した方が今後の利用を考えると好ましい。

ただし、信号の設置ですとか、横断歩道の設置など今後検討していく必要がありますけれども、これにつきましては、道路管理者、県警との協議が必要となってきますので事業が進捗していくに従って検討していきたいと考えております。

(委員)

ありがとうございました。この辺りは、将来的には住宅が建っていくと思いますけれども、現在は農業地帯でございますので、住民の安全確保を十分に配慮していただきたいと思います。それと、④街区、⑤街区、⑥街区の東側ですが、既存の住宅がありますが、新しく整備される道路と既存の道路の段差解消やカーブミラーの設置に十分配慮していただきたいと思います。

(会長)

ありがとうございました。

南国市自体が高知県の中央にあり、穀倉地帯で土地に対する思い入れはかなり強い。他の地域で通ることも南国市ではやり取りがかなり厳しいかもしれません。腹を据えてやり取りをしていかないと難しいと思います。よろしく願いいたします。

その他にご質問、ご意見はありませんか。

(委員)

東工業高校前の4車線の道路ができたとき、同時に面的整備がされていなかったのか、交通網、道路網あるいは乱雑な住宅が建っている状態で、そういうところを見てきたときに、今回の都計道路ができるときに一体的に整備するというのは、当事者の件はありますが、南国市や高知県にとって効果のある計画ではないかといった全体的な感想を持ちました。

AさんとCさんの母屋の所、今カーブミラーの話も出ましたが、信号機の設置と併せて、高齢者、障害者、子どものために、安全性を高めるために具体的に何か検討されたらと思います。

Bさんについては、住宅を新たに敷地内に整備するときに、残土を使用して造成してはどうかと思いました。小さいことですが補足させていただきます。

(会長)

ありがとうございました。

(南国市)

通常、カーブミラーの設置は、地区代表者の申請をもって行いますが、今回は新規の道

路ですので危険箇所については南国市の方から将来の道路管理者の方と協議しながら進めていきたいと考えています。

地盤の高さにつきましては、高知南国線ができると現状より 1m 近く上がります。盛土等をしまして宅地も上げていくということになりますのでよろしくをお願いします。

(委員)

東側の古い家の出入りは大丈夫でしょうか。

(南国市)

道路の高さにつきましては、横断する水路がございまして、暗渠によって北の水を南へ抜く必要があります。現状よりどうしても高くなります。東の今できている道路からは、それを基準にして縦断勾配を取りますのでよろしくをお願いします。

(会長)

その他ご意見はありませんか。

第 1 号議案につきまして、提出された意見書は「採択すべきでない」と答申することにご異議ございませんか。

[異議なし]

第 1 号議案「高知広域都市計画土地地区画整理事業の事業計画に対する意見書について(篠原土地地区画整理事業)」について、提出された意見書は「採択すべきでない」と答申することといたします。

本日、付議のありました案件は、以上の 1 件でございます。

それでは、本日の審議につきましては、これで終了いたします。
進行を事務局にお返しします。

(事務局)

大変熱心なご審議、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、第 136 回高知県都市計画審議会を閉会します。

皆様、どうもありがとうございました。